

店頭タブレットシステム利用規定

本利用規定（以下「本規定」といいます）は、株式会社きらぼし銀行（以下「当行」といいます）が提供する「店頭タブレットシステム」（以下「本システム」といいます）について適用されるものです。

第1条 サービス内容

1. 本システムは、当行所定の銀行取引手続を伝票・帳票類への記入に代えて当行所定のタブレットへの入力または電子記名・電子押印によりサービスを提供するシステムです（以下、本システムによりご提供するサービスを「本サービス」といいます）。
2. 本システムでは、次の取引を行うことができます。
 - ① 普通預金の口座開設
 - ② 普通預金、貯蓄預金の預入れ・払戻し
 - ③ 定期預金の預入れ・解約
 - ④ 振込の受付
 - ⑤ 諸届（電話番号変更・住所変更・印章変更・氏名変更・代表者変更・商号変更）
 - ⑥ その他当行が定めた取引

第2条 利用者

本システムの利用者は、当行所定の条件を満たすお客さまに限ります。

第3条 本人確認

本人確認のための手続は次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。

1. 本システムによりカード認証（本システムにおける銀行取引について、ご本人であることの確認手段として当行所定のカード（ローンカード除く）の暗証番号を用いる本人認証方法のことをいいます。）を行い、入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認します。
2. 当行所定の電子装置に使用された印影を届出の印鑑と照合します。
3. 前各項にかかわらず、銀行取引において、正当な権限を有することを確認するためのご本人確認書類の提示等を求めることがあります。
4. 前項にかかわらず、提示いただいたご本人様確認書類にて確認できない事項等について、追加書類をいただく場合があります。

第4条 預金の払戻し

1. 本システムを使用した預金の払戻しはカード認証により入力された暗証と届出の暗証が一致していることまたは当行所定の電子装置に押印された印影と届出の印鑑を照合し一致していることを確認した場合に取扱います。
2. 前項の払戻し手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについての正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
3. 本システムにより手続を行う場合は、各種関連規定の定めにかかわらず、払戻請求書または小切

店頭タブレットシステム利用規定

手の提出に代えて、通帳またはキャッシュカードを提示のうえ画面の案内に従い入力等を行うこととします。

4. 本システムを使用し、セルフキャッシャーで現金を払戻す際は、手続時に預金者が指定したワンタイムパスワードの入力が必要です。

第5条 振込の依頼

本システムによる振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。
- ② 本システムによる操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、電話番号を正確に入力してください。なお、前記項目の入力を一部省略し画面上でご確認いただくこともございます。
- ③ 当行は本システムに入力された事項、並びに表示画面の確認事項を依頼内容とします。

第6条 免責事項

1. 本サービスのご利用に関して、本システムの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏えい等）またはお客さまが本システムを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行の故意または過失がある場合を除き当行は一切の責任を負いません。
2. 前項のほか、以下の事由により、本システムまたは本サービスを利用できなかった場合には、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむを得ない事由があったとき
 - (2) 当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
 - (3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由によるとき
3. 当行が本規定第3条により、預金者の本人確認および依頼内容の確認を適正に行った場合は、来店者を預金者本人とみなし、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. お客さまが本システムの入力に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。

第7条 利用者の責任等

1. お客さまが本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責めに起因して第三者から受けたクレーム・請求等については、お客さまの責任において解決するものとします。
2. お客さまが本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さまがこれを賠償する責任を負います。

店頭タブレットシステム利用規定

第8条 サービス内容・規定等の変更

1. 当行は本システムまたは本サービスの内容について、本システムおよび本サービスの利便性向上または運用に支障をきたす恐れがある場合は、利用者に事前に通知することなく変更できるものとします。この場合には、変更以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は利用者が負担するものとします。
2. 本サービスの内容を変更した場合は、その変更内容をホームページ等に掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。
3. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ホームページ等への掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。
4. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
5. 当行ホームページ等にこの規定が掲載されている場合、当行ホームページ等に掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

第9条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金規定、その他関連規定により取り扱います。

以上